

# 天草市新生児検査費助成について

## ★新生児聴覚検査とは

新生児期において、先天性の聴覚障がいの発見を目的とする聴覚検査です。生まれつき耳の聞こえに障がいがある赤ちゃんは1,000人に1~2人とされています。聴覚障がいを早期に発見し、適切な支援をしていくことがことばの発達の上でも大切です。

## ★新生児マス・スクリーニング検査とは

生後4~6日目の赤ちゃんが受けることのできる大切な検査です。採血により、代謝異常症（栄養素の利用障がい）や内分泌疾患（ホルモンの異常）等の先天性代謝異常症とライソゾーム病（ファブリー病やポンペ病など）という先天性の病気がないかを調べることができます。早期に発見し、適切な治療を行うことで病気の発症や重症化予防が可能となります。

天草市では、新生児検査を受ける保護者の経済的負担を軽減するとともに、新生児の障がい等の早期発見、早期支援を図るため、新生児検査に要する費用の一部を助成します。大切な赤ちゃんのために新生児検査を受けましょう。

### 1 助成対象者

天草市に住所を有し、かつ、新生児検査を受けた新生児の保護者

### 2 助成内容

助成の対象となる新生児検査及び経費（文書料、郵送料等を除く。）は、次のとおりです。

対象新生児検査	対象経費	助成限度額
新生児聴覚検査	自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）又は耳音響放射検査（OAE）に要する費用	7,000円
新生児 マス・スクリーニング検査	都道府県又は政令指定都市が実施する先天性代謝異常等検査事業による検査のうち採血に要する費用	5,000円
	一般社団法人日本小児先進治療協議会が実施するライソゾーム病検査に要する費用	

（裏面へ続きます）

### 3 助成方法

#### ●指定医療機関（別紙）で新生児検査を受ける場合

- (1) 「新生児検査受診票（様式第1号）」と「天草市新生児検査費助成申請書兼委任払申請書（様式第2号）」に必要事項（太枠の中）を記入し、医療機関へ提出ください。  
（医療機関を経由して市へ提出されます。）
- (2) 検査費用が助成限度額を超える場合は、限度額を超えた額を医療機関にお支払いください。  
検査費用が助成限度額を超えない場合は、検査費用をお支払いいただく必要はありません。  
（市が医療機関へ当該検査費用をお支払いします。）
- (3) 受診票への検査実施の証明が有料の場合は、文書料を医療機関にお支払いください。

#### ●指定医療機関以外で新生児検査を受ける場合 ※各センターへご連絡ください。

- (1) 市が「新生児検査受診票（様式第1号）」と「天草市新生児検査費助成申請書（様式第3号）」を交付します。受診票の必要事項を記入し、医療機関へ提出ください。
- (2) 検査費用を医療機関に全額お支払いください。
- (3) 医療機関から領収書と受診票に記入された検査実施の証明をもらってください。  
領収書に新生児検査費以外の費用が含まれる場合は、領収書と別に新生児検査分の金額が確認できる明細書等を発行してもらってください。
- (4) 受診票への検査実施の証明が有料の場合は、文書料を医療機関にお支払いください。
- (5) 検査を受けた日から6か月以内に、天草市こども家庭センター又は天草西保健福祉センターへ申請をし、検査費用の払い戻しを受けてください。申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ①天草市新生児検査費助成申請書（様式第3号）
- ②検査を受けたことの証明がある新生児検査受診票（様式第1号）
- ③新生児検査に係る領収書及び明細書
- ④母子健康手帳    ⑤申請者の通帳    ⑥印鑑



#### ●出産医療機関で新生児検査を受けることができなかった場合

退院後、新生児検査指定医療機関で受けることができます。  
検査を希望される場合は、できるだけ早めに（おおむね生後1か月までに）受けましょう。  
別途、新生児検査受診票を交付しますので、各センターへご連絡ください。